

保護者 各位

令和3年度就学援助の実施について

山鹿市教育委員会

山鹿市教育委員会では、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品代等の一部を援助する就学援助制度を設けています。

1. 就学援助を受けられる方

山鹿市立小中学校に在学する児童及び生徒の保護者（家庭）であり、生活保護の受給者あるいは下記項目①～⑧のいずれかに該当し、申請して準要保護者（要保護者に準ずる程度に困窮している者）と教育委員会から認められた者。

申請理由		申請時添付資料（コピー可）
①	前年度あるいは本年度において生活保護の停止、または廃止を受けた。	保護廃止（停止）決定通知書等
②	市民税の非課税、減免、または個人事業税、固定資産税の減免を受けている。	市県民税課税台帳記載事項証明書
③	同居の居住者全員が国民年金の保険料の全額減免を受けている。	保険料の免除承認通知書
④	国民健康保険税の減免、または徴収の猶予を受けている。	税の減免通知書
⑤	児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書 ※住所・氏名・金額・有効期間の記載のあるもの ※特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証は無効
⑥	生活福祉資金による貸付けを受けている。	貸付証明書
⑦	現在、世帯の主たる収入者が職業安定所登録日雇労働をしている。	雇用保険日雇労働被保険者手帳または雇用保険受給資格者証
⑧	その他経済的に困窮し学用品等に不自由し、また学校納付金の支払いに困っている。	市県民税課税台帳記載事項証明書

※ ②③④⑧の添付資料については、住民票は別世帯であっても同居家族がいれば、その家族全員分。

2. 就学援助の助成項目

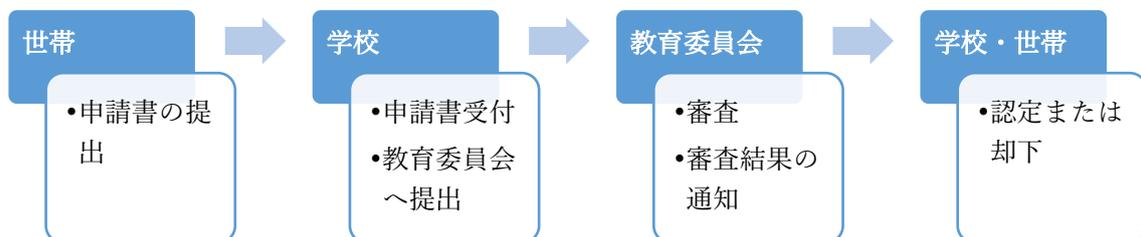
次の（１）～（６）の内、その一部を助成します。

- （１）学用品日 （２）通学用品費 （３）校外活動費
（４）修学旅行費 （５）新入学児童生徒学用品費 （６）学校給食費

3. 申請の方法

申請書及び申請理由の証明となる通知書等を添付し、在学中の学校へ提出ください。小・中学校の両校に在学する場合は小学校へのみ提出ください。

《申請から認定までの流れ》



4. 申請書提出期限

令和3年2月12日（金）

5. 支給時期及び方法

時期：学期ごと（年3回）に分けて支払います。

方法：申請者の口座へ直接支払います。

6. 申請書提出時の留意事項

※ 現在生活保護を受けている方は、この申請をする必要はありません。

※ 申請に関するお問い合わせは、学校または教育委員会へおたずね下さい。

お問い合わせ先

- ・山鹿市立 学校 TEL：
・山鹿市教育委員会 教育総務課 TEL：0968-43-1638